

生駒ふるさとミュージアム
指定管理者候補者選定報告書

令和4年11月7日

生駒ふるさとミュージアム指定管理者候補者
選定に係る生駒市プロポーザル審査委員会

1 経緯

生駒ふるさとミュージアムについて、現在の指定管理者の指定管理期間が令和4年度末に終了することから、令和5年度から新たに5年間、引き続き地方自治法に基づく指定管理者による管理運営を行うこととし、外部有識者を含む「生駒ふるさとミュージアム指定管理者候補者選定に係る生駒市プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を令和4年8月8日に設置した。

令和4年9月1日から同年10月6日までの募集期間を設け、応募者から提出された申請書類について、審査委員会で応募者のプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施し、指定管理者候補者の選定を行ったのでその結果を次のとおり報告する。

2 指定管理者候補者に選定した者

(名称) 株式会社 地域文化財研究所
(所在地) 大阪府東大阪市岩田町1丁目17番9号
(代表者) 代表取締役 福永 信雄

3 応募の状況

(1) 応募者 1 法人

(2) 提案内容等の概要

- ・ 生駒の歴史文化の学習や普及啓発の拠点施設として、これまでの指定管理業務の実績をもとに、自社のノウハウやネットワークを活かし、歴史文化の情報発信、教育普及、郷土学習等に積極的に取り組む。
- ・ 生駒の地域特性や周辺地域との関わりをテーマとした展示により、生駒の成り立ちをより理解し、郷土愛の醸成につながるよう、学芸員の調査研究の成果として定期的に企画展や特別展を開催する。
- ・ 専門性の高い講師陣を招へいした講座や講演会のほか、体験学習やイベント、館外事業等により、幅広い世代の市民が郷土の歴史への関心を持ち、理解を深められる事業を展開する。
- ・ 小中学校への出前授業を積極的に行うことで、昔のくらしや地域の歴史などを伝え、子どもたちの郷土愛を育む。
- ・ 考古資料や文献資料をはじめとする文化財や、市民から提供される民俗資料などの積極的な公開により、古代から近現代に至る歴史文化の発信に努める。
- ・ 自主事業では、親子で楽しみながら歴史文化を学んでもらえるよう体験型学習やイベントを行う。
- ・ 登録有形文化財である建物が建築90周年を迎えることから記念事業を行う。
- ・ 通常アンケートのほか、特別展示や講座・講演会など事業別のアンケートの実施により、来館者のニーズを把握し、施設運営や事業に反映させる。
- ・ 市民とのワークショップを開催し、新たな視点での事業企画等につなげる。

4 選定方法等

「生駒ふるさとミュージアム指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）」に定める選定評価基準に基づき審査を実施した上で、総合的な評価により選定を行った。

(1) 選定の手順

① 申請書類等の確認

事務局

募集要項に示した応募に必要な提出書類がすべて揃っていることを確認し、書類不備が確認された場合において、指示する期間内に補正等がなされないときは、失格とする。

② 応募資格等の確認 事務局

ア 応募資格

応募時点において、募集要項に示した応募資格を有しない者は失格とする。

(応募資格)

奈良県又は大阪府、京都府、兵庫県内に拠点となる事業所（本店所在地の場所は不問。グループで応募する場合はグループの構成員のいずれかが該当すること。）を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、施設の管理運営を行う能力を有し、次の要件を満たすものとする。（個人での応募は不可。）

- ① 博物館法（昭和26年法律第285号）により登録されている歴史民俗系博物館、歴史民俗系博物館相当施設または歴史系博物館類似施設の管理運営に携わった実績のある法人等であること。
- ② 申請書類提出時において、本市の指名停止処分を受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てをしていないこと、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始申し立てがなされた法人等及び開始決定がされている法人等でないこと。
- ⑦ 次に該当する法人等でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人その他の団体
 - エ アからウまでに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。）を行う法人その他の団体
 - オ 役員等（法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体
 - カ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。）を継続的に有している法人その他の団体
- ⑧ 生駒市政治倫理条例（平成20年6月条例第25条）第16条に規定する法人等でないこと。

イ 指定管理料上限額の超過

本業務に係る指定管理料について、上限額を超える提案がなされた場合は失格とする。

ウ その他の形式的要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(ア) グループを構成して提案を行う場合において、別に単独で応募した場合又は他の複数のグループの構成員となった場合

(イ) 本件に関し生駒市プロポーザル審査委員会委員への接触の事実が認められた場合

(ウ) 申請書類に虚偽の記載があった場合

(2) 第1次審査（書類審査） 審査委員会

上記の形式的要件を満たした応募者について、募集要項に示した「選定評価基準」に基づき、書面（提出書類）による審査を行う。

ただし、応募団体が5団体以下の場合は、1次審査を省略するものとする。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション審査） 審査委員会

第1次審査通過団体に対して、プレゼンテーションによる審査を行う。

① プレゼンテーションの方法

プレゼンテーションは、以下の方法を標準として実施する。

プレゼンテーション時間	1団体当たりの時間は50分とする。 ・ 応募者による説明 20分以内 ・ 質疑応答 20～30分 ・ 準備及び片付け 5分程度
説明内容	提出された申請書類に沿った説明を求める。
追加資料	パソコンを用いた説明を行う場合は、その内容をプリントして配布することは可能とするが、それ以外の追加資料は認めない。
参加者	1団体につき4名以内とする。

② 評価項目及び配点

募集要項に示した以下の「選定評価基準」によるものとする。

評価項目	配点
1 管理運営方針 ・ 施設の管理運営に関する基本方針	30
2 主たる業務 ・ 学芸業務に関する方針と取組 ・ 基本的な管理業務に関する方針と取組 ・ 施設の維持管理に関する方針と取組 ・ 募集要項に基づく提案	130
3 組織・人員体制 ・ 業務の実施体制及び人材育成	30

4 収支計画 ・ 収支計画及び利用料金 ・ 経費の縮減 ・ 収益の配分	30
5 団体の安定性 ・ 団体の財政状況・経営状況 ・ 類似施設の管理運営実績	30
合計	250

③ 審査委員会による評価

審査委員会は、選定評価基準に掲げる評価項目ごとに、評価の視点に基づき評価を行うものとする。

(評価の特例)

- ・ 評価項目「収支計画」の「経費の縮減」のうち「指定管理料」については、応募者からの指定管理料の提案額に基づき、あらかじめ設定した上限額からの削減割合に応じた点数表によって事務局が評価を行うものとする。
- ・ 評価項目「団体の安定性」の「団体の財政状況・経営状況」については、外部有識者による評価とする。

(5) 審査委員会の会議の公開等

① 会議の非公開

審査委員会の会議は、非公開とする。

(理由)

審査委員会における審査は、法人等の指定管理者候補者としての妥当性及び適合性を審査するものであり、公開した場合、応募団体の技術や信用情報に関する内容など法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

② 選定の結果及び経緯

選定結果、得点（評価項目ごとの配点及び総得点）、選定理由及び選定の経緯は、報告書にまとめた上で市のホームページで公開する。

5 選定までの経緯

(1) 募集要項等の配布

令和4年9月1日（木）から10月6日（木）まで

(2) 応募締切日

令和4年10月6日（木）

(3) 審査委員会の開催

(第1回) 令和4年8月8日（月）

- ・ 生駒市プロポーザル審査委員会条例に基づき、委員の互選により委員長を選出した。
- ・ 募集要項、管理運営基本仕様書、選定評価基準、申請書類の内容について審議した。
- ・ 選定にあたっての一定の基準について、応募者の総得点が満点の60%以上であることとした。

(第2回) 令和4年10月26日(水)

- ・申請書類に基づく応募者のプレゼンテーション及びヒアリング審査を行った。
- ・選定評価基準に基づき、評価項目ごとに事業計画書等申請書類等の内容を審査し、総合的に評価した。

6 選定の結果

(1) 形式的要件の確認

応募者について、募集要項に定める応募資格を有し、申請書類の不備、指定管理料の超過等の失格となる状況がないことを確認した。

(2) 第1次審査の省略及び第2次審査の結果

第1次審査については、応募者が5団体以下であったことから省略し、第2次審査を行った。

審査委員会による審査結果は、次表のとおりである。

応募者が1団体であったことから、応募者の指定管理者候補者としての適格性を判断した結果、株式会社 地域文化財研究所を生駒ふるさとミュージアムの指定管理者候補者として選定することとした。

(3) 選定理由

- ・本施設における指定管理の実績を有し、現指定管理期間も含め本市の歴史文化の普及に向けた事業が確実に行われているなど安定した管理運営がなされていること。
- ・幅広い世代の市民が本市の歴史に関心を持ち、より理解を深められるよう、多様な切り口による事業が提案されていること。
- ・出前授業にも積極的に取り組む姿勢がみられること。
- ・学芸員を複数配置し、学芸業務の主軸である特別展示などにおいて、それぞれの専門性を活かした取組が引き続き期待できること。
- ・展示等を通して本市が有する文化財の公開について積極的な姿勢が見られること。
- ・学芸員のスキルやネットワークを活かした講座や講演会等が期待できること。
- ・自主事業では主に子ども向けの体験学習に力を入れ、歴史に親しむきっかけを作るほか、親子で学べる機会の創出など子育て世代の来館促進にも前向きであること。
- ・ふるさとミュージアム開館10周年や本施設の建築90周年といった節目を活かした記念事業に意欲的であること。
- ・アンケートによる積極的な意見収集により、来館者サービス向上に取り組む姿勢がみられること。
- ・ホームページやSNS その他各種媒体の活用など、積極的な情報発信による来館促進が期待できること。

以上の点から、本施設における効果的な管理運営を見込めるものと評価し、株式会社 地域文化財研究所を生駒ふるさとミュージアムの指定管理者候補者に選定したものである。

審査結果

評価項目	配点		総得点
	1名	委員5名 合計	株式会社地域 文化財研究所
1 管理運営方針	30	150	102
施設の管理運営に関する基本方針	30	150	102
2 主たる業務	130	650	456
(1) 学芸業務に関する方針と取組	70	350	240
(2) 基本的な管理業務に関する方針と取組	15	75	54
(3) 施設の維持管理に関する方針と取組	15	75	54
(4) 募集要項に基づく提案	30	150	108
3 組織・人員体制	30	150	90
業務の実施体制及び人材育成	30	150	90
4 収支計画	30	150	67
(1) 収支計画及び利用料金	5	25	16
(2) 経費の縮減（効率的な執行・指定管理料）	15	75	15
(3) 収益の配分	10	50	36
5 団体の安定性	30	150	96
(1) 団体の財政状況・経営状況	15	75	45
(2) 類似施設の管理運営実績	15	75	51
合 計	250	1250	811